

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社ビケンテクノ
(法人番号5120901008067)
業者の住所：大阪府吹田市南金田2-12-1
- 2 指名停止措置期間：令和7年3月3日から
令和7年4月2日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社ビケンテクノの元課長は、令和5年6月から同年10月までの間に、担当していた大阪府中央区のマンション管理組合の金融機関口座から、9回にわたり修繕積立金約4,700万円を払い戻して着服したとして、令和7年1月21日、業務上横領の容疑により大阪府警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内